

# 委 託 契 約 書 (案)

山梨県教育委員会 (以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、ICT 支援員業務 (以下「業務」という。)の委託に関し、次のとおり契約する。

(契約の目的)

第1条 甲は、業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、甲の定める「ICT 支援員業務仕様書」により委託業務を処理しなければならないものとする。

2 前項のほか、乙は、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を実施するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和4年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、令和3年3月分の委託業務に対する委託料として金 \_\_\_\_\_ 円 (うち消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)を上限とし、令和3年4月から令和4年3月までの委託業務に対する委託料として金 \_\_\_\_\_ 円 (うち消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)を上限として、乙に支払うものとする。

2 委託料のうち令和3年3月分は部分払いの方法により支払うものとし、乙は書面により甲に請求するものとする。

3 令和3年4月から令和4年3月までの委託料は4月、7月、10月及び1月の4回に分けて前金払いの方法により均等に支払うものとし、乙は書面により甲に請求するものとする。

4 前2項に規定する支払については、甲が、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

5 契約期間満了前に本契約を解除する場合において、乙は、前金払により支払を受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。

6 乙は、当該金額を契約解除の日から30日以内で甲の指定する日 (以下「返納期限」という。)までに甲に返納しなければならない。ただし、天災地変その他乙の責に帰することができない事由のある期間は、この期間に算入しないものとする。

(契約保証金)

第5条 乙は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に甲に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則 (昭和39年山梨県規則第11号) 第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、業務委託の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第10条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。  
2 乙は、甲から業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(実績報告および検査)

第12条 乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に基づく実績報告書を遅滞なく甲に提出するものとする。  
2 甲は、当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

(委託料の額の確定)

第13条 甲は、前条第2項に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した額と第4条第1項に規定する契約金額とのいずれか低い額を確定額とし、委託料確定通知書により乙に対して通知するものとする。

(委託料の残額と委託費により発生した収入)

第14条 委託契約額を確定した場合、前払金等により乙に既に支払った委託費に残額

が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、乙は甲に対し、残額分又は発生した収入から委託費を上回る事業費を差し引いた額を返還しなければならない。

#### (延滞違約金)

第15条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

#### (支払遅延に対する遅延利息)

第16条 甲が約定の支払時期までに契約金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

#### (契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第21条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の10分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を

求めることができない。

(帳簿等の保存)

第18条 乙は、業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委託料の経理)

第19条 乙は、委託事業について会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して収入額及び支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(危険負担)

第20条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、その配置する人員の故意・過失又は不当な行為により、甲の施設又は設備若しくは第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、かつ、甲若しくは第三者に対しその損害を賠償するものとする。ただし、天災地変その他乙の責に帰することのできない事由により生じた損害は、この限りでない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関して訴訟を行う場合、その管轄裁判所は甲府地方裁判所とする。

(信義則)

第25条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県教育委員会 教育長 斉木 邦彦

乙